

監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和3年10月29日

寒川町監査委員 北村 美 仁
同 太 田 眞奈美

1 監査の種類

随時監査

2 監査の実施期間

令和3年9月1日から令和3年9月30日まで

3 監査の対象部課等

教育委員会 学校教育課

4 監査の対象

令和2年度における負担金、補助金及び交付金の交付事務等

5 監査の着眼点（評価項目）

監査の実施にあたっては、教育委員会学校教育課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、負担金、補助金及び交付金の交付事務が法令、規則等に基づき適切に処理されているか、負担金、補助金及び交付金の妥当性（公益性）が認められるか、事業の成果確認（有効性）が適正に行われているか等に着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

補助金、負担金等に係る予算執行、支出などの会計事務処理や事務事業の執行の適否などについて検査資料等の提出を教育委員会学校教育課に求め、書類の検査を行った。

7 監査の結果

負担金、補助金及び交付金の交付に係る事務について、不適切な事務処理が多数見受けられることから、正確性や合规性の確保による適正な事務処理に一層努力されたい。

8 監査の結果に関する意見

(1) 適正な事務処理について

事務処理について、単純な錯誤や遺漏と思われる事例が見られ、規則や要綱と事務処理が一致していないものも散見された。一般的な財務事務について知識を欠いていると思われる事例が多く見られ、補助金以外の事務処理は適正に処理されているのか疑念を抱かざるを得ない状態である。

今後、事務を進めるにあたり、規則や要綱に沿った事務処理を行うとともに、財務等に関する規則や規程等についてもしっかりと確認されたい。

また、原因を分析した上で、適切な処理のできる体制の構築に向けて取り組まれることを強く要望する。

(2) 補助金や交付金等の見直しについて

一部の補助金等の交付状況を見ると、効果が十分に検証されないまま継続されているものが見受けられるため、補助の必要性や交付の方法などについて見直し等を進めるとともに、「どうしたことに補助金が必要なのか」を把握し、「何を補助の対象とするか、否か」を事前にしっかり調整されたい。

現在の要綱で、どのような経費を対象としているか不明なものがあるため、対象経費を精査するとともに、使途が似た補助金については、整理や見直しを検討されたい。要綱、様式等の記載に不足がないか再度確認し、適正な公金の支出に努めてほしい。